

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成 2 9 年 度 第 1 回 高松市卸売市場開設運営協議会
開催日時	平成 2 9 年 9 月 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 ~ 2 時 4 8 分
開催場所	高松市中央卸売市場 管理棟 5 階 大ホール
議 題	(1) 平成 2 8 年 度 事 業 報 告 に つ い て (2) 平成 2 9 年 度 事 業 計 画 に つ い て (3) 高松市卸売市場の活性化に関するマスタープランⅡ (案) の策定について (4) 市場の再整備について (5) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	会長、副会長、委員 5 名 (欠席 3 名)
傍聴者	1 2 人 (定員 6 人)
担当課及び連絡先	市場業務課管理係 8 6 2 - 3 4 1 1

会 議 の 経 過 及 び 結 果

- | | |
|---|---|
| <p>議題 1</p> <p>議題 2</p> <p>議題 3</p> <p>議題 4</p> <p>議題 5</p> | <p>平成 2 8 年 度 事 業 報 告 に つ い て
事務局より議題 1 について報告した。</p> <p>平成 2 9 年 度 事 業 計 画 に つ い て
事務局より議題 2 について説明し、承認された。</p> <p>高松市卸売市場の活性化に関するマスタープランⅡ (案) の策定について
事務局より議題 3 について説明し、承認された。</p> <p>市場の再整備について
事務局より議題 4 について説明し、承認された。</p> <p>その他
特になし</p> |
|---|---|

主な審議内容

議題 1 平成 28 年度事業報告について

(会長) 昨年の修学旅行生の市場見学の実績について説明を願いたい。

(事務局) 神戸市立中学校など 4 校を受入れた。

議題 2 平成 29 年度事業計画について

(委員) その他事業について、29 年度は計画がないようだが。

(事務局) 今年度も継続して実施する。

(委員) 市場見学者数を追加していただきたい。

(事務局) 市場見学者数、また、新年度の事業計画の中で、主な取組事項に青果部や水産物部の取組事項も記載する。

議題 3 高松市卸売市場の活性化に関するマスタープランⅡ(案)の策定について

(副会長) マスタープランⅡについては、市場の整備が重要な課題となってくるので、次の議題の中で、説明していただきたい。

(会長) 議題 4 について、先に説明を求める。

議題 4 市場の再整備について

(副会長) 業界としての最大の関心事項は整備スケジュールである。

移転までどのように投資をするのか、また現在の施設を維持していくのかを考えていかななくてはならない。マスタープランの策定が遅れることにより、市場整備のスケジュールが遅れないようにしていただきたい。

(事務局) 整備は着実にやっていく。マスタープランには市場整備の方向性等について反映させる。

(副会長) 築地市場から豊洲新市場への移転でも話題に上がっている市場移転のタイミングは、ベストが 2 月、その次は 11 月でそれ以外はあり得ない。平成 35 年 2 月に移転ができるのが希望である。

(事務局) 長期間にわたる事業になるので、スケジュールに支障がないように進めてまいりたい。御協力を合わせてお願いしたい。

(委員) 計画では10年かかるとある。市民の関心はそこにある。私は生産者であり、生産者の気持ちを考えて進めてほしい。新しい市場に早く出荷したい。

(事務局) この場も含めて、進捗状況については、用地交渉以外について、情報公開していく。

(副会長) 豊洲新市場で問題になった土壌汚染の基準値について、都の政策も含めて説明してほしい。

(事務局) 土壌汚染対策法は特定汚染物質を除去することではなく、土壌汚染を適正に管理することにある。豊洲新市場は無害化することを目標に進んでいた。本市市場の場合、移転用地の北側に確認されているふっ素については、盛土やアスファルト舗装を、南側に確認されている砒素については土壌の入れ替え等を考えているが、経費、工法等を本年度の委託事業において見極めていきたい。本市市場整備で考えている土壌汚染対策とは、汚染している土壌を適切に管理するということで、無害化することではない。

(事務局) 確認された汚染として、鉛、ふっ素、砒素であるが、それぞれの最大濃度は、鉛は基準値の38倍、ふっ素は基準値の4.1倍、砒素は基準値の15倍である。

(副会長) 土壌汚染対策については、地下水を飲むこともなく、地中の汚染も盛土やコンクリート舗装により商品につくことはないので安全と言える。

(事務局) その通りである。

(委員) 日本たばこ産業の原材倉庫跡地ということであるが、なぜ鉛汚染などが出ているのか。

(事務局) 鉛汚染は土地の表層部分で確認されていたが、土地所有者が既に除去している。ふっ素と砒素については、海水に含まれており、自然由来の部分もあり、埋立地で確認されている

事例がある。

(委員) 今後のスケジュールで、共通事項の市場取引ルール、運営体制、使用料等の見直しについて、条例改正に時間がかかると聞いている。青果部移転後、水産物部の条例改正では時間が足りない可能性もある。青果部移転時に水産物部の条例改正を合わせて、できるだけ早めに行ってほしい。

(事務局) 卸売市場法の改正の動きがあるので、その状況を見ながら、条例改正を進めていきたい。

(会長) 市場整備の防災対策について、プラス面の報道、災害があった場合、市場が防災の流通拠点となるのか。

(事務局) 制度的なものはない。

(会長) 市場に防災機能が加わるということは、市場の移転がプラスイメージとなるので、今後の協議会の中で話し合いたい。

(委員) 市場の移転によって、浜街道が混雑するのでは。周辺道路の整備については何か考えているのか。

(事務局) 現市場と移転先の周辺での交通量調査を実施した。詳細は精査しなければならない部分はあるが、交通量は大幅に増大しない見込みである。もし、増大するようであれば、警察とも連携して、信号機の時間を調整すること等を要望することを検討したい。

(委員) 西側に県立中央病院があるが、車の通行量が変わって問題になるのではないか。

(事務局) 県立中央病院の東側の道路は大型トラックが通らないようにすることを考えている。地元からも要望をされている。

(委員) 風評被害、現実とは違うことが広まって被害を受けることがないよう、情報公開を行ってほしい。農協法改正について情報収集し、見極める。

(オブザーバー) 計画が長期にわたるため、その間に状況が変わってくる。果たして、国の交付金制度は存続しているのか。今の状況では難しいのではないか。

(事務局) 卸売市場法の改正の動きはあるが、卸売市場の必要性等を
国に要望していく。

閉会 午後 2 時 4 8 分